

三鷹市国民保護計画の改定について（協議事項）

1 主旨

国が定める「国民保護に関する基本指針」及び「東京都国民保護計画」が変更されたことに伴い、変更内容を三鷹市国民保護計画に反映する。

また、東京都により、三鷹市内に緊急一時避難施設 10 施設が追加指定されたことを踏まえ、市内の避難施設を市民へ周知のため計画内に明記するなど、所要の修正を図るもの。

2 改定概要

(1) 東京都国民保護計画の変更内容の反映

次の 3 点を追記する。

ア 訓練を計画するときには、様々な場所や想定で実践的な訓練を実施すること。

イ 市は、東京都が避難施設を指定する際には、東京都に対し、施設の収容人数などの情報を提供すること。

ウ 弾道ミサイル攻撃時の住民の避難行動について、平素から全国瞬時警報システム（J-ALEAT）による情報伝達および弾道ミサイル落下時の行動の周知に努めること。

(2) その他所要の修正

ア 市内の避難施設を明記する。

イ 統計データの時点修正

ウ 文言の修正